

第 2 1 章

文 化

第 21 章 文 化

図書館

ここにいう図書館とは、図書館法に基づいて設置された公共図書館（学校図書館を除く）のうち、地方公共団体の設置する公立図書館をいい、私立図書館は含まれていない。

平成 12 年度末現在の府下の図書館数（分館を含むが分室は含まない）は 134 館である。

これを設置者別にみると、府立 2 館、大阪市立 24 館、その他の市立 100 館、町村立 8 館となっている。

これらの図書館に所蔵されている図書冊数は 1867 万 1001 冊で、うち、一般用図書が 1357 万 3264 冊（構成比 72.7%）、児童用図書が 509 万 7737 冊（同 27.3%）となっている。

次に、貸出状況を見ると、12 年度中に貸出された冊数は 4486 万 2487 冊であった。

また、貸出登録者数は、前年度に比べ 14 万 8157 人（7.2%）増加し、222 万 125 人となった。

宗教法人

宗教法人とは、神道系、仏教系、キリスト教系、諸教等の神社、寺院、教会、その他の教団等で宗教法人法によって設立された法人をいい、府下の大阪府知事所轄宗教法人総数（平成 12 年度末現在）は 5995 法人で、前年度より、20 法人（0.3%）減少した。

これを系統別にみると、神道系が 11 法人減の 1020 法人（構成比 17.0%）、仏教系が 1 法人減の 3368 法人（同 56.2%）

キリスト教系が 4 法人増の 240 法人（同 4.0%）で、諸教は 12 法人減の 1367 法人（同 22.8%）となっている。

次に、宗教法人数を市町村別にみると、大阪市が 2166 法人（構成比 36.1%）で最も多く、以下、堺市 462 法人（同 7.7%）、東大阪市 426 法人（同 7.1%）と続き、この 3 市で全法人数の 51.0%を占めている。

社会体育・スポーツ施設

公立の社会体育・スポーツ施設数（平成 11 年 4 月 1 日現在）は、854 所である。

内訳をみると、運動広場が 192 所（構成比 22.5%）と最も多く、以下、テニスコート 166 所（同 19.4%）、体育館 124 所（同 14.5%）、水泳プール 110 所（同 12.9%）、野球場 82 所（同 9.6%）、野外活動・キャンプ場・宿泊施設 71 所（同 8.3%）、その他の施設 50 所（同 5.9%）となっている。

興行場

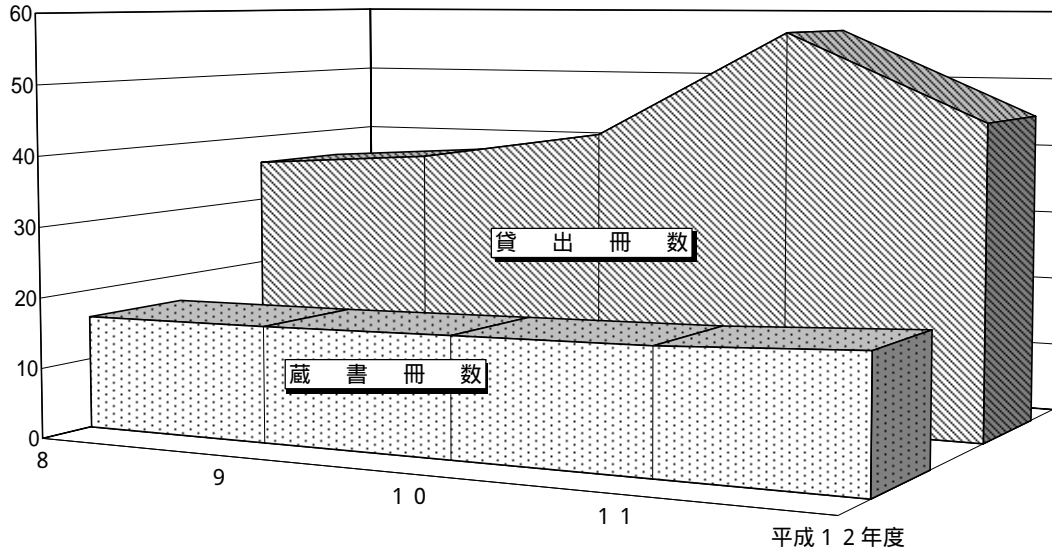
興行場法に基づく許可施設数（平成 12 年末現在）は 257 所で、前年と同数である。

市町村別にみると、大阪市が 177 所で全体の 68.9%を占め、堺市 18 ヶ所、東大阪市 12 ヶ所となっている。

また、種類別にみると、映画館が 119 所（前年より 6 所増）、スポーツ施設が 13 所、その他の施設が 125 所（前年より 8 所増）となっている。

公立図書館の蔵書・貸出冊数の推移

(百万冊)



系統別宗教法人の割合 (平成12年3月31日現在)

